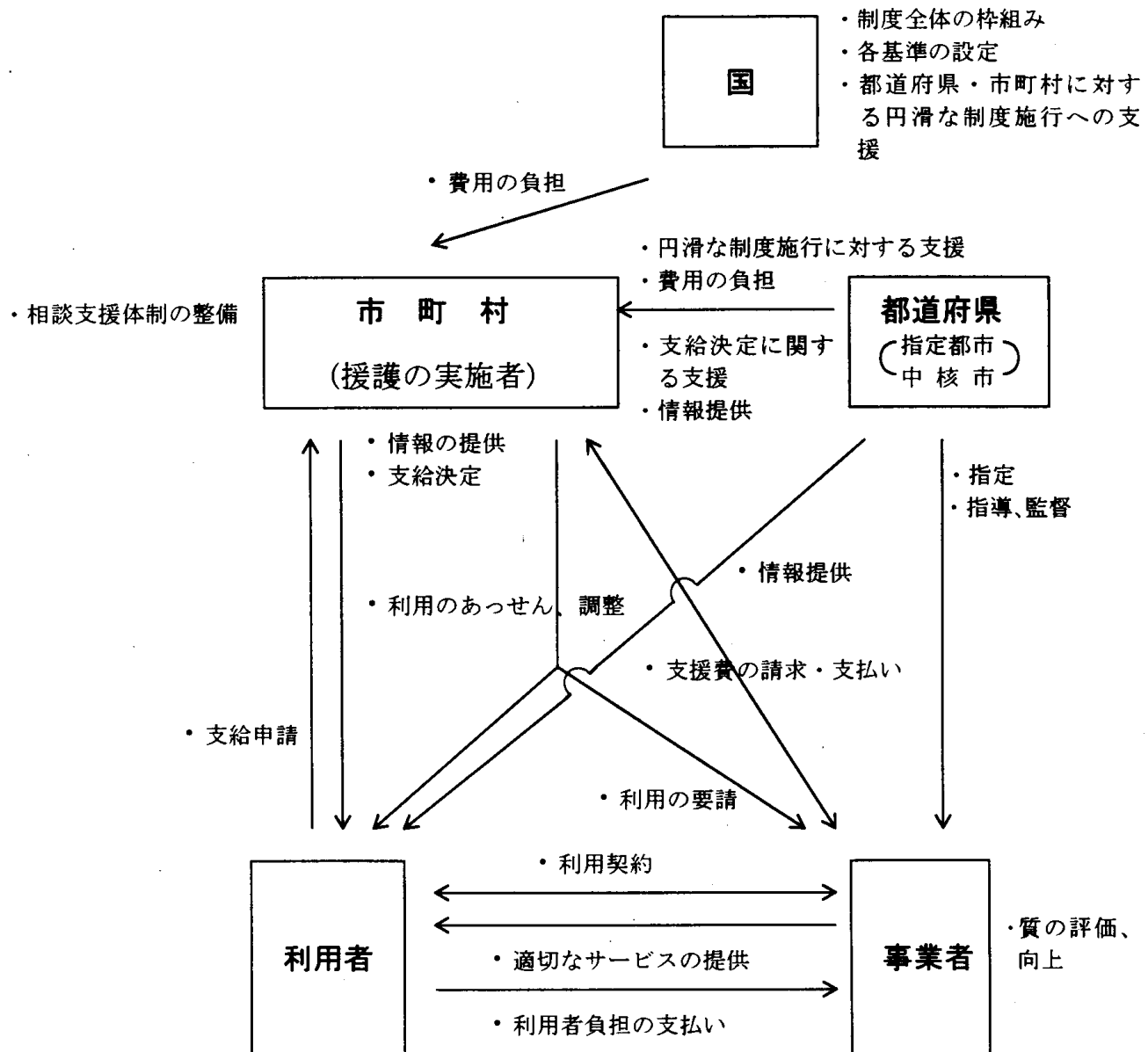


2 国、都道府県、市町村、事業者の役割



・ 国の役割

国は、制度全体の枠組みを示し、制度が円滑に行えるよう都道府県および市町村への支援を行う。

・ 都道府県の役割

都道府県は、市町村において制度が円滑に行えるよう必要な支援を行うとともに、事業者・施設の指定および指導・監督を行う。

・ 市町村の役割

市町村は、地域住民に身近な行政主体として、障害者に対する支援体制の整備に努めるとともに、利用者本位のきめ細やかな対応により支援費の支給決定等を行う。

・ 事業者の役割

事業者は、利用者の心身の状況等に応じて適切なサービスを提供するとともに、その質の評価を行うこと等により、常に利用者の立場に立ってサービスを提供することに努める。